**退職合意書**

　株式会社　　　　　(以下「甲」という)と　　　　(以下「乙」という)とは、

雇用契約に関して、以下の通り合意する。

1. (合意解約)  
   甲と乙は、当事者間の雇用契約を　　年　　月　　日をもって、乙の自己都合により合意解約する。
2. (離職理由)  
   甲は本件合意解約に関し、雇用保険の離職証明書の離職事由は、労働者の個人的な事情による離職で処理する。
3. (賃金)  
   甲は乙に対し、賃金規程に基づく○年○月分賃金満額を賃金支払日に支払う。
4. (有給の買取り)  
   甲は乙に対し、○日分の有給休暇未消化分は、甲が1日につき　　　　円で買い上げ、前条の賃金に合算する。
5. (退職金)  
   甲は乙に対して、退職金(　　　　　　円)を　　年　　月　　日までに乙の指定する下記口座に支払う。  
   銀行名　　　　　　　　　　支店名　　　　　　　預金の種類　　　普通　　　当座  
   口座番号　　　　　　　　　口座名義人
6. (退職経緯)  
   甲は、今後乙の不利益となる情報を開示せず、第三者から乙の退職原因を問われた場合は、「合意による円満退職」したことのみを告げるものとする。
7. (秘密保持)  
   乙は、退職した後においても、甲の営業秘密や個人情報について開示、漏洩もしくは使用してはならない。また、甲の営業秘密や個人情報について記載･記録されている媒体の複製物及び関係資料等は、退職時にこれを甲に貴社にすべて返還し、在職中に不正に利用していないこと、及び現在は一切所持していないことを誓約する。
8. (競業禁止)  
   乙は、退職の日から２年間、甲の承諾なく○○市及び隣接の市町村、並びに○○市及び隣接の市町村において次の行為を行なってはならない。事前の承諾なく本誓約書に違反した場合、如何なる訴追を受けても異議申し立てはできず、甲に損害を与えた場合は損害賠償を支払わなければならない。  
   ①甲と競合関係にある会社等への就職、又は役員の就任  
   ②甲と競合関係にある事業の自らの営業  
   ③甲と競合関係となる新規事業の主導的な業務遂行  
   ④甲の顧客を収奪すること  
   ⑤甲に勤務する従業員の引き抜き行為
9. (債権債務)  
   乙は、甲及びその関係者に対し、名目の如何を問わず、今後一切の請求及び申し立てを行わないものとし、本退職合意書に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意書の証として本書を2通作成し、記名押印して各々1通を保管するものとする。

　　年　　月　　日

甲　　使用者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞